

12月の無料相談

※祝日、29日(木)～31日(土)は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00～16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
税務相談	9日(金)	13:00～16:00 (予約時間10:00～14:00)	真鍋事務庁舎 (☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について(税理士) ※予約制
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	要望、苦情、意見など(担当職員)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00～16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
行政相談	21日(水)	13:00～16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望(行政相談委員)
消費生活相談	月～金曜日	9:30～16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:30～16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～日曜日	10:30～17:00	青少年センター (ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員) ※予約制
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:45 (13:00～16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00～16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談	12日(月)	10:00～12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制
精神クリニック	16日(金)	14:00～16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで
	26日(月)	10:00～12:00		

◎ 女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00～15:40	男女共同参画センター (ウララ2 7階 ☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) ※予約制	
	10日(土)	10:00～15:00			
法律相談	22日(木)	13:30～15:30			法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
法律関連一般相談	9日(金)・16日(金)	13:00～15:40			法的な手続きについてなど(専門相談員) ※予約制
一般相談(外国人相談を含む)	9日(金)・16日(金)	13:00～16:00			仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)	15日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力などの悩みに関すること	

「契約」を解消したい



消費生活センターに寄せられる相談のなかで最も多いのが、契約をやめたいという相談です。

しかし、契約がいったん成立するとお互いに順守する法的義務が発生します。そこで、当事者双方の合意がある場合か、取り消しや解除など法律で定められた条件を満たさなければ契約を解消できません。

今回は、消費者が法律の規定により契約を解消できるケースを紹介します。

民法に基づき解消できる場合

- 未成年者や成年被後見人など、単独で契約できない者が契約した場合
- 相手方の詐欺・強迫により契約した場合
- 相手方が契約を守らない場合など

消費者を保護する法律に基づき解消できる場合

①特定商取引法

訪問販売や電話勧誘販売やマルチ商法など、特定

消費生活センターから ☎823-3928

の商取引については、一定期間無条件の解除を認める制度(クーリング・オフ)があります。

②消費者契約法

消費者が次の事情のもと、誤認または困惑して契約した場合には取り消しを認めています。

- 事業者が重要な事項につき、嘘の説明をした場合
- 事業者が重要な事項につき、利益になる旨を告げたとついで、不利益な事実をわざと隠した場合
- 事業者が「必ずもうかる」などと将来の不確実な事項を確実に断定的に説明した場合
- 消費者が断ったのに、販売業者が帰らずに、しつこく勧誘した場合
- 消費者が店舗から帰りたいたいののに、事業者がそれを妨げ、しつこく勧誘した場合

契約をする前に

一度契約すると、解消するには大変な労力が必要になります。契約をする前によく検討しましょう。